

自治会長等に対する市長感謝状の贈呈に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、「豊中市市民表彰等に関する規程(平成4年1月1日 豊中市規程第1号)」第6条の規定に基づき、豊中市内に在する自治会及びその連合組織の代表者(以下「自治会長等」という。)に対する市長が行う感謝状の贈呈について、必要な事項を定める。

(感謝状贈呈の範囲)

第2条 市長は、永年に亘り、自治会活動を通じて地域社会の発展と市民福祉の増進等に寄与された自治会長等に対し、感謝状を贈呈する。

2 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)に規定する管理組合が、市長に届出て自治会活動を行っている当該組合は、自治会とみなす。

(受章者の選考基準等)

第3条 毎年10月1日現在(以下「基準日」という。)において10年以上(通算して10年以上も含む。)自治会長等を務める者を対象に、市民協働部長が市長に内申して、決定するものとする。なお、基準日において、現に自治会長等を退任している者(死亡している者も含む。)も対象とする。

2 前項の規定により受章した者は、次回以降の受章対象者から除外する。

(贈呈の時期)

第4条 感謝状の贈呈は、原則として毎年文化の日に行う。ただし、特に市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(贈呈の方法)

第5条 感謝状及び記念品は受章者に直接贈呈する。ただし、受章者の都合又は死亡等による場合はこの限りでない。この場合、受章者の代理人又は家族等に贈呈する。

2 前項の記念品は、その都度予算の範囲内で市民協働部長が定める。ただし、記念品の額は1人につき5,000円までとする。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、感謝状の贈呈の実施に関する必要な事項は市民協働部長が定める。

附則

1 この内規は、平成11年9月30日から施行する。

2 この内規の施行日前に、10年以上自治会長等を務めたことにより既に市長の感謝状の贈呈を受けた者は、第3条第2項の規定に準じて受章対象者から除外する。

3 この内規は、平成15年4月1日から施行する。

4 この内規は、平成20年9月1日から施行する。

附則

この内規は、平成23年9月1日から実施する。